

導入するLED照明器具に関する仕様書

平成29年5月

環境部環境エネルギー課

## **1 機器（物品）仕様**

### **(1) 共通**

- ア 本事業により導入する LED 照明器具は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（いずれも国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成 28 年度版）並びに日本照明工業会規格（JLMA）によることとする。
- イ 照明器具は、本体とランプ一体型又は LED ランプ専用器具とし、既存照明の改造等による LED 照明器具でないこと。（器具ごと交換）
- ウ 光源（LED）寿命は 40,000 時間以上の製品とする。
- エ 照明器具は以下の仕様を満たす製品とする。

入力電圧	AC100V 又は AC200V	※既存器具の電圧による
周波数	60Hz	
色温度	昼白色（5,000K 相当）	

## **2 工事（設置）仕様**

- (1) 設置作業に使用する雑材はすべて新品とし、既存照明器具等の撤去、処分を行うこととする。（再生品使用を指示した場合を除く）
- (2) 設置作業にあたっての安全管理については、施設管理担当者等と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (3) 設置作業において発生する軽微な建築工事、補修、養生、清掃等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (4) 原則、活線作業は行わないようにするため、停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理担当者等と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (5) 設置作業は業務に支障が生じないよう施設管理担当者等に確認の上行うこと。
- (6) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等が無いことを確認すること。
- (7) 提案した照度が確保されていることを確認するため、設置前後に、照度測定を実施すること。
- (8) 設置作業完了後、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を施設管理担当者等が指定する日までに提出すること。
- (9) 設置作業に関して本仕様に明記のない事項に質疑が生じた場合は、発注者と協議する。

## **3 物品の性能保証**

- (1) リース期間満了時まで物品性能維持の保証を行うこと。
- (2) 障害発生時は、迅速かつ適切に物品の取替え、代替え、修理等を行うこと。
- (3) 障害が発生し対応した場合は、その都度、文書による報告書を提出すること。

## **4 その他、特記**

- (1) 設置前に現場調査、回路調査等を十分行い作業を実施すること。
- (2) 納入、搬出経路については、庁舎管理運営上の支障に留意し、施設管理担当者等の承諾を得ること。
- (3) 作業車、運搬車等、庁舎敷地内における車両の駐停車については、事前に施設管理担当者等の承諾を得ること。
- (4) 閉庁日及び時間外作業は、事前に休日作業届（時間外作業届）を施設管理担当者等へ提出すること。
- (5) リース期間の開始は、全ての器具が設置完了し、検査に合格した時点からとするが、器具の仮使用として、設置した箇所から順次、使用を認めること。